

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び  
サポート体制構築事業（研修農場の整備）に係る研修機関等認定要領

## 第1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記2の第5の1の（1）のイの（ア）に規定する研修機関等及び別記4の第7の3の（1）のケに規定する研修機関等の認定要件及び認定手続きについて、国要綱及び新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

## 第2 認定研修機関等

県が認める新規就農者育成総合対策の別記2の就農準備資金・経営開始資金及び別記4のサポート体制構築事業で定める研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 専門学校山梨県立農林大学校 養成科、専攻科
- 2 その他就農に向けて必要な農業の生産技術及び経営方法を習得することができる研修機関として県が認める実施機関

## 第3 認定

第2の2に規定される研修機関等として認定を受けようとするものは、次の手続きにより申請し、知事が認定するものとする。

- 1 研修機関等申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、知事に申請するものとする。申請書の提出先は担い手・農地対策課とする。
- 2 知事は、別に定める認定委員会を開催する。委員は、第4に定める要件を全て満たしているかを審査する。知事は、委員の意見を参考に本事業に係る研修機関等として認定する。
- 3 知事は、申請者に対して認定結果を別紙様式2号により通知する
- 4 研修実態が明らかな場合は、認定日は当該年度内に限って遡り認定することができるものとする。
- 5 認定の有効期間は、認定年度を含めて2箇年とする。ただし、認定期間内において新たに研修生を受け入れた場合は、研修実施状況の確認（国要綱別記2第7の1（4））により、研修が適切に実施されている場合は、当該研修生の研修終了まで申請は不要とする。

## 第4 認定基準

第2の2に規定される研修機関等は、以下について全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。
  - （1） 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（法人化されていない農業経営体においては、（2）の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする）。

- (2) 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
  - (3) 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。なお、市町村、県農業振興公社等（以下「市町村等」という。）が農業経営体を派遣研修先とする場合はア、農業経営体が研修機関等となる場合はイを満たすこと。
    - ア 市町村等研修機関等が派遣研修先とする農業経営体は、次の要件を全て満たすこと。
      - (ア) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては研修生の親族が役員でないこと。
      - (イ) 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く）を結んでいないこと。
      - (ウ) 研修生受入時点で、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有していること。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。
      - (エ) 法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修指導者」がおり、研修実施体制が明確であること（研修指導者は、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（自営期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む）。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。）。)
      - (オ) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。
    - イ 農業経営体が研修機関等となる場合は、次の要件を全て満たすこと。
      - (ア) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては研修生の親族が役員でないこと。
      - (イ) 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く）を結んでいないこと。
      - (ウ) 研修生受入時点で、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有していること。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。
      - (エ) 法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修指導者」がおり、研修実施体制が明確であること（研修指導者は、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（自営期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む）。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。）。)
      - (オ) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。
- 3 研修期間は、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超

えれば 45 分以上、8 時間を超えれば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週 1 日以上又は 4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること）を確保すること。

4 研修内容は、就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定されていること。

- (1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- (2) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
- (3) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

5 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

6 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること

7 国要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続きに協力が可能であること。

8 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関等として適切であること

## 第5 認定の変更

研修機関において、認定を受けた研修内容等を変更又は廃止する場合は、知事に申請しなければならない。ただし、研修計画の変更を要しない研修内容の追加や月毎の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。

2 前項の手続きは第3を準用する。

## 第6 研修機関等の取り消し

知事は、研修機関等が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認した上で、研修機関等の認定を取り消すことができる。

- 1 第4の認定基準を満たさなくなったとき。
- 2 研修機関等が知事に辞退届（別紙様式第3号）を提出したとき。
- 3 研修機関等として相応しくない行為があったとき。
- 4 虚偽の申請があったとき。

## 第7 その他

令和3年度までに「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領（令和2年3月25日施行）」に基づき認定した研修機関等については、第4の認定基準を全て満たしたものとみなすことができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行する。

(様式1)

## 研修機関等認定（変更）申請書

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住所  
研修機関等名  
代表者 印

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）の研修機関等の認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）に係る研修機関等認定要領第3の1の規定により、下記書類を添えて申請します。

※下線部は変更申請の場合「第5」とする。

- 1 研修機関等概要書 （別添1-1）、又は（別添1-2）  
※ 市町村等が研修機関となる場合は別添1-1、農業経営体が研修機関となる場合は別添1-2を添付する。
- 2 研修計画等概要書 （別添2）
- 3 派遣研修先一覧表 （別添3）  
※ 市町村等が農業経営体での派遣研修を実施する場合は、派遣研修先一覧表を添付する。
- 4 誓約書 （別添4）
- 5 添付書類一覧 （別添5）
- 6 研修機関等の認定基準のチェック表 （別添6）

## 研修機関等概要書

研修機関等名	
--------	--

代表者 職・氏名	
----------	--

担当部署名	
担当者名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

事業名	
事業期間	
※事業として実施する場合は記載すること。 ※当該事業の実施要領等を添付すること	

## 研修機関等概要書

研修機関等名	
--------	--

代表者 職・氏名	
----------	--

住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

経営品目	
経営耕地面積 (経営規模)	
労働力	家族労働 人 常時雇用 人 非常勤雇用 人

研修品目	
研修品目従事年数	

(別添2)

## 研修計画等概要書

### 1 研修コーディネーター

No.	所属	職名	氏名
1			
2			

### 2 研修概要

研修基本方針	
受入人数（年間）	人／年
研修期間	月～ 月（ 年 カ月間）

### 3 研修指導者（派遣研修先については、別添3に記載する。）

1	氏名（年齢）	
	従事年数等	
	備考	
2	氏名（年齢）	
	従事年数等	
	備考	
3	氏名（年齢）	
	従事年数等	
	備考	

### 3 研修カリキュラム

研修対象品目				
研修項目	時期	内容	講師・指導者等	時間数
栽培管理等の 生産技術・知識 に関する研修				
農業機械・機 器・施設の操作 方法・整備・安 全対策に関す る研修				
販売・流通・マ ーケティング の知識、帳簿や 財務諸表の作 成、労務管理等 の農業経営に 関する研修				
			<b>研修時間数</b>	

4 就農に向けた支援（就農前及び就農後）

営農計画の策定	
農地の取得	
施設・機械の整備	
資金の確保	
地域との交流	

5 研修状況の評価体制、チェック・改善体制（派遣研修を実施する場合記載）

評価体制	
チェック・改善体制	

6 研修実績（過去5カ年）

研修生数（年ごと）	
研修生の県内への就農人数（年ごと）	
就農後の定着数（3年以上）	
育成した担い手の状況	農業法人の設立、認定新規就農者、認定農業者、農業経営の大規模化等

認定希望年月日	年 月 日
---------	-------

(別添3)

### 派遣研修先一覧表

NO.	名称	住所	代表者	研修指導者	研修作目	主な研修内容
1			( 才)	( 才)		
		(TEL)	(従事経験年数等)	(従事経験年数等)		
2			( 才)	( 才)		
		(TEL)	(従事経験年数等)	(従事経験年数等)		
3			( 才)	( 才)		
		(TEL)	(従事経験年数等)	(従事経験年数等)		
4			( 才)	( 才)		
		(TEL)	(従事経験年数等)	(従事経験年数等)		
5			( 才)	( 才)		
		(TEL)	(従事経験年数等)	(従事経験年数等)		

※指導農業士、アグリマスターの場合は、その旨を従事経験年数等の欄に記載する。

(別添4)

## 誓 約 書

私（法人、組織名）は、下記の事項について誓約します。

また、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）に係る研修機関等認定要領第6の1～4及び下記の事項について該当することが明らかとなった場合は、県による研修機関等の認定を取り消すことについて異議はありません。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部等関係機関に照会することについて承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社（組織）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）、派遣研修先等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 研修に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を山梨県に報告し警察に届け出ます。

山梨県知事 殿

年 月 日

住所  
研修機関等名  
代表者  
印

(別添5)

添付書類一覧

No	書 類	チェック
1	研修機関等の登記簿の写し（法人の場合） ※履歴事項全部証明書でも可	
2	研修機関等の定款や規約等の写し	
3	実施要領等又は研修概要がわかるもの（募集要項等）	
4	青色申告書の控えの写しもしくは決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)等、過去3年間分の収支の実績がわかる書類	
5	派遣研修の規定等（派遣研修を実施する場合）	
6	派遣研修先の選定基準（該当する場合）	
7	研修体制・カリキュラム等を周知（広報）したことが分かる資料(別添2 研修計画等概要書に認定希望年月日を記載した場合)	
8	その他、研修生が就農に必要な技術や知識を習得できる研修機関等であることを確認するために参考となる資料	

(別添6)

### 研修機関等の認定基準のチェック表

認定基準		申請する研修機関等の状況
研修を着実に実施し、交付対象者等が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。		<input type="checkbox"/> 左記要件を満たしている <input type="checkbox"/> 左記要件を満たしていない
次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。		下記1～10の各項目について確認
研修実施体制	1 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。	<input type="checkbox"/> 明記している <input type="checkbox"/> 明記していない
	2 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。	<input type="checkbox"/> 研修コーディネーターを有し、左記要件を満たしている <input type="checkbox"/> 研修コーディネーターを有さず、又は左記要件を満たしていない
	3 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。	<input type="checkbox"/> 研修に必要な講師を確保し、施設・機械等を備えている <input type="checkbox"/> 研修に必要な講師が確保されていない、又は施設・機械等を備えていない
研修期間	5 概ね1年以上であること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
	6 概ね年1,200時間以上であること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
	7 原則1日8時間を超えないこと。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
	8 一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中で与えること）を確保すること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない

研修期間	9 一定の休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること）。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができない
研修内容	10 就農に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下の通り総合的かつ体系的に設定されていること。 ① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修 ② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修 ③ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等農業経営に関する研修	<input type="checkbox"/> 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されている <input type="checkbox"/> 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されていない
	研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。	<input type="checkbox"/> 配慮できる <input type="checkbox"/> 配慮できない
	研修生の研修実施状況について適切な評価を行えること。	<input type="checkbox"/> 適切な評価ができる <input type="checkbox"/> 適切な評価ができない
	交付対象者等に対し、就農に必要な情報提供を行うこと。	<input type="checkbox"/> 行うことができる <input type="checkbox"/> 行うことができない
	研修終了後に、研修生が就農できるよう支援することが可能であること。	<input type="checkbox"/> 支援することができる <input type="checkbox"/> 支援することができない
	県農務事務所、市町村等の関係機関と連携し、交付対象者等が研修終了後、独立・自営就農、親元就農又は雇用就農できるように責任を持って支援できること。	<input type="checkbox"/> 支援することができる <input type="checkbox"/> 支援することができない
	新規就農者育成総合対策実施要綱等に基づき県及び交付対象者等が行う手続き等に対する協力が可能であること。	<input type="checkbox"/> 県等が行う左記の事務に協力する <input type="checkbox"/> 県等が行う左記の事務に協力しない
	研修期間中に、自身の研修を受けている交付対象者等と雇用関係（研修時間外のアルバイト等を含む）がないこと。	<input type="checkbox"/> 雇用関係はない <input type="checkbox"/> 雇用関係がある
	その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者等を育成する研修機関等として適切であること。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切でない
	暴力団員等又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しない <input type="checkbox"/> 左記に該当する

以下派遣研修を実施する場合のみ記載してください

認定基準	申請する研修機関等の状況
派遣研修の規定等（派遣研修先の選定基準を含む）が整備されていること。（数日程度の単発の派遣や研修は除く）	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない
派遣研修先での研修状況について、チェック体制及び改善体制が整備されていること。	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない
派遣研修先が研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては研修生の親族が役員でないこと。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
派遣研修先が研修生と過去に雇用関係（短期間のパート、アルバイトを除く）がないこと。	<input type="checkbox"/> 雇用関係はない <input type="checkbox"/> 雇用関係がある
派遣研修先が、研修生受入時点で、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有していること。又は指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
派遣研修先が法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修指導者」がおり、研修実施体制が明確であること（研修指導者は、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（自営期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む）。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。）。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
派遣研修先が、研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。	<input type="checkbox"/> 労働の対価として金銭を支給しない <input type="checkbox"/> 労働の対価として金銭を支給する
派遣研修先が、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続きに協力が可能であること。	<input type="checkbox"/> 県等が行う左記の事務に協力する <input type="checkbox"/> 県等が行う左記の事務に協力しない
派遣研修先が、その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者等を育成する研修機関等として適切であること。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切でない
派遣研修先が、暴力団員等又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しない <input type="checkbox"/> 左記に該当する
新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）に係る研修機関等認定要領第6の2以外の事項で研修機関等の認定を取り消された研修機関等が、第3の5の有効期間内に研修の実施体制、派遣研修先等研修に関与していないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しない <input type="checkbox"/> 左記に該当する

以下農業経営体が研修機関等となる場合のみ記載してください

認定基準	申請する研修機関等の状況
研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては研修生の親族が役員でないこと。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
研修生と過去に雇用関係（短期間のパート、アルバイトを除く）がないこと。	<input type="checkbox"/> 雇用関係はない <input type="checkbox"/> 雇用関係がある
研修生受入時点で、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有していること。又は指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修指導者」がおり、研修実施体制が明確であること（研修指導者は、研修を実施する作目等について原則10年を超える従事経験（自営期間を含む）又は農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む）。又は、指導農業士やアグリマスター等、県が特に優れた栽培技術や経営知識等を有しているものとして適当と認めた者であること。）。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない
研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。	<input type="checkbox"/> 労働の対価として金銭を支給しない <input type="checkbox"/> 労働の対価として金銭を支給する

上記の「研修機関等の認定基準」について研修機関等が確認の上、チェックしてください。

(様式2)

番 号  
年 月 日

研修機関等名 殿

山 梨 県 知 事 印

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制  
構築事業（研修農場の整備）研修機関の審査結果について

研修機関として認定しましたので通知します。  
(研修機関として不採用になりましたので通知します。)

(様式3)

## 研修機関等辞退届

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所  
研修機関等名  
代表者氏名 印

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）の研修機関に応募しましたが、辞退します。